

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

内子町の歴史的風致は、まちのほぼ中央を流れる小田川の水運を活かした製紙業、製蠟業、林業等による繁栄と密接に関連し、形成されてきた。四国愛媛県の内陸部に位置し、面積の約8割を森林が占める本町においては、山間部で紙や蠟の原材料となる楮や蘆を栽培し、小田川や街道沿いに物資が流通。それらが中心部において加工・製品化され、さらに小田川の水運などによって河口まで運ばれ、海外まで出荷された。これら産業の発展により街道沿いに人々が交流し、集落が形成され文化や風習なども広がりを見せた。中には財を成す家が現れ、在郷町としてさらに商業の発展へとつながり、現在の形となった。

特に在郷町として形成され発展した内子・五十崎の市街地においては価値の高い歴史的建造物が多く残り、内子地区の八日市護国地区は重伝建地区に選定されている。また当重伝建地区内では「本芳我家住宅」「上芳我家住宅」「大村家住宅」が重要文化財に指定されており、その左官や大工などの職人技や祭礼行事などに往時の繁栄をしのぶことができる歴史的風致を形成している。さらには大正5年創建の重要文化

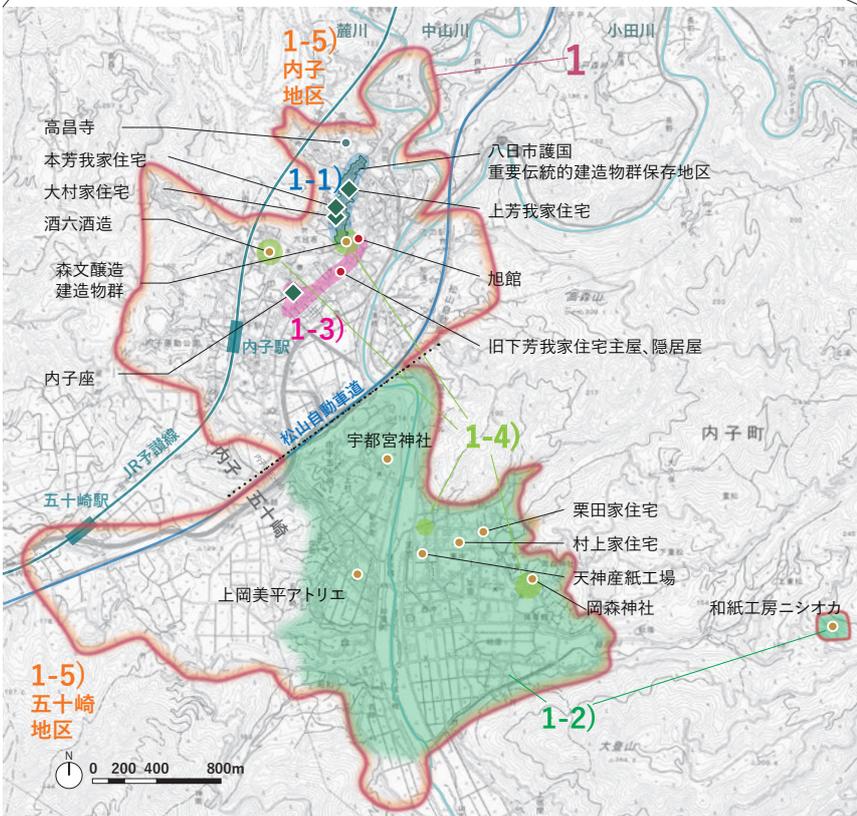
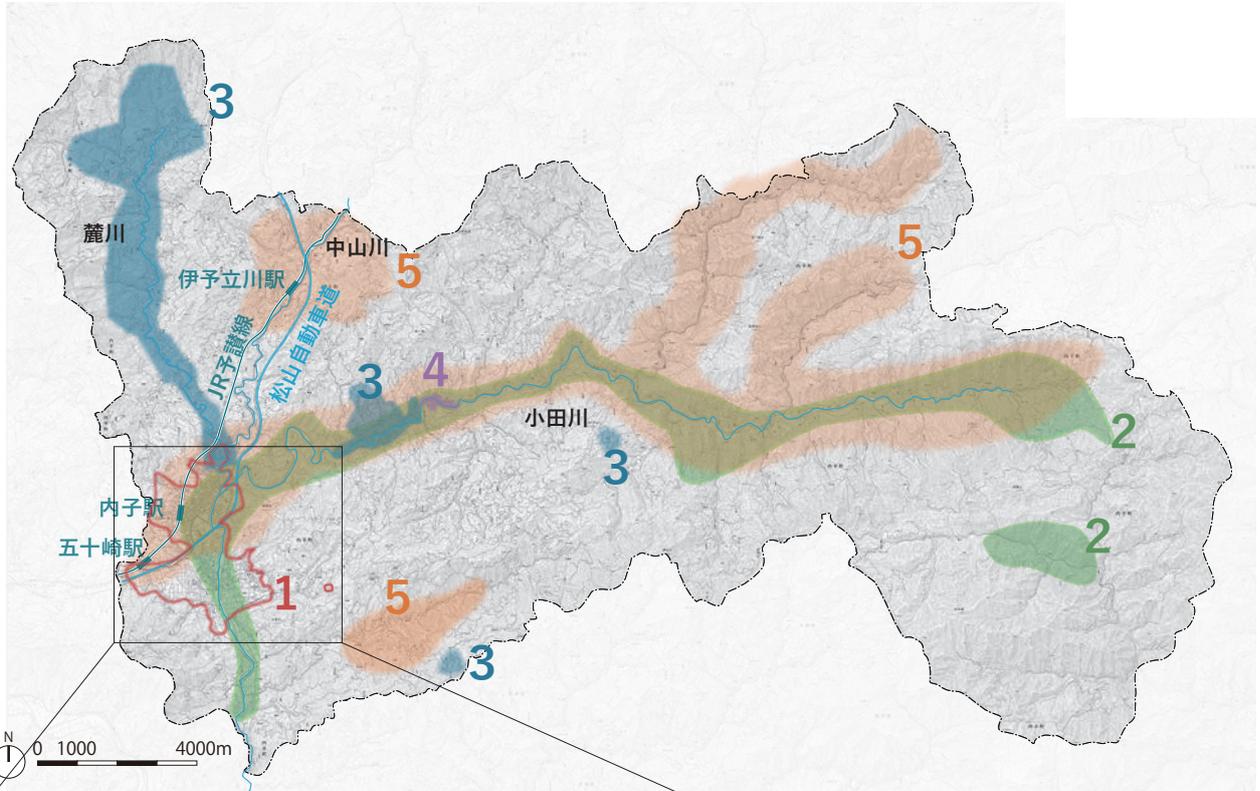
財「内子座」に象徴されるように、中心部における往時の賑わいを伝える芝居小屋や酒蔵、醸造蔵における営みも本町を語る上で欠かせない歴史的風致である。

また五十崎地区においては江戸期、大洲藩の専売であった「大洲和紙」が手漉きの技とともに受け継がれ、地域の伝統行事「いかざき大凧合戦」とともに住民にとって親しみ深い歴史的風致を形成している。

この中心部に発展をもたらした小田川流域には、豊富な森林資源を生かした林業に関連する歴史的風致が形成され、かつ江戸期頃から盛んになった四国遍路による歴史的風致が、内子・五十崎・小田の3地区を今も変わらずつないでいる。途中みられる谷間の集落として息づく大瀬成留屋地区、さらに上流には小田・参川地区などの神社と巨樹・巨木信仰は地域独特の歴史的風致を形成している。

この他、豊かな自然の中で、石積みの段畑や棚田、ため池や堰などによる農業、寺社信仰や祭礼など、特色ある地域文化が点在し、歴史的建造物とともにその営みによって良好で多様な歴史的風致が現代まで継承されている。

■ 歴史的風致の分布



1. 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致
 - 1) 在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致
 - 2) 地域に根付く手漉き和紙と大凧合戦にみる歴史的風致
 - 3) 時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致
 - 4) 地域の味、醸造業にみる歴史的風致
 - 5) 内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致
2. 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致
3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致
4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致
5. 街道、遍路道にみる歴史的風致

2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

本町の歴史的風致としては、第2章で5つの歴史的風致を掲げているが、中でも本町の代表的な歴史的風致として維持向上すべき重点区域の設定の考え方として、

- ・価値の高い歴史的建造物や重要文化財や重伝建地区が集積しており、それらが人々の生活や活動の中で長きにわたり継承されている区域
- ・歴史的にも各集落を関連付けてきた河川や街道、人々の営みにより築かれた自然環境を含む石積みや段畑など、そこに息づく生業や暮らしと等と一体となって歴史的風致が形成されており、その価値が広く認められる区域
- ・複数の歴史的風致が重層的に形成されている区域

を設定する。

上記の考え方にに基づき、小田川沿いに重層的に形成される「在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致」「小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致」「里山が育む村並みにみる歴史的風致」「大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致」「街道、遍路道にみる歴史的風致」において特に重なりや連なりのある範囲を重点区域として設定する。

小田川の下流域にあたる内子・五十崎の市街地は、在郷町として製紙業や製蠟業で一体的に発展してきており、内子地区においては、製蠟業で繁栄した本芳我家や上芳我家、江戸期から様々な商いを営んだ大村家が重要文化財に指定

され、これらを含む八日市護国地区が重伝建地区に選定されている。この地区外においても当時の繁栄による価値の高い歴史的建造物が残っており、これらが人々の生活や活動の中で、町並み保存運動や歴史的建造物に現れる左官技術、祭礼行事などによって継承されている。

往時の賑わいを今につなぐ重要文化財内子座や登録有形文化財旭館などの芝居小屋・劇場、酒六酒造や千代の亀酒造、森文醸造などもこの地区に集積し、変わらず地域に根付いている。中流域に位置する大瀬成留屋地区でも、かつての村役場や醤油の醸造蔵など歴史的建造物が地域の暮らしとともに息づいている。

また、小田川流域においてはその水運により発展した小田林業と、神社の祭礼行事や巨樹・巨木の保存活動など、小田地区における「山」とともにある営みは深く地域に根付いている。小田川の水運によって発展した製紙業は、下流域の五十崎地区において天神産紙工場と和紙工房ニシオカによって手漉き和紙の生産が今に受け継がれ、伝統行事である大風合戦の凧に使われるなど地域に愛されている。

また小田川沿いに形成された街道は、山間部の集落において住民の生活を支えた果樹栽培や川漁などの営みとともに地域と地域をつなぐために欠かせない存在であり、さらには遍路道として長く文化や風習をつないできた。

以上により、これらの範囲は現在の本町において歴史的建造物や重要文化財等が集積し、自然環境も含め小田川が結ぶ一体となった歴史的風致を形成し、かつ多様な歴史的風致の重なりをみることができる区域であり、その一体的な価値が広く認められた区域でもある。

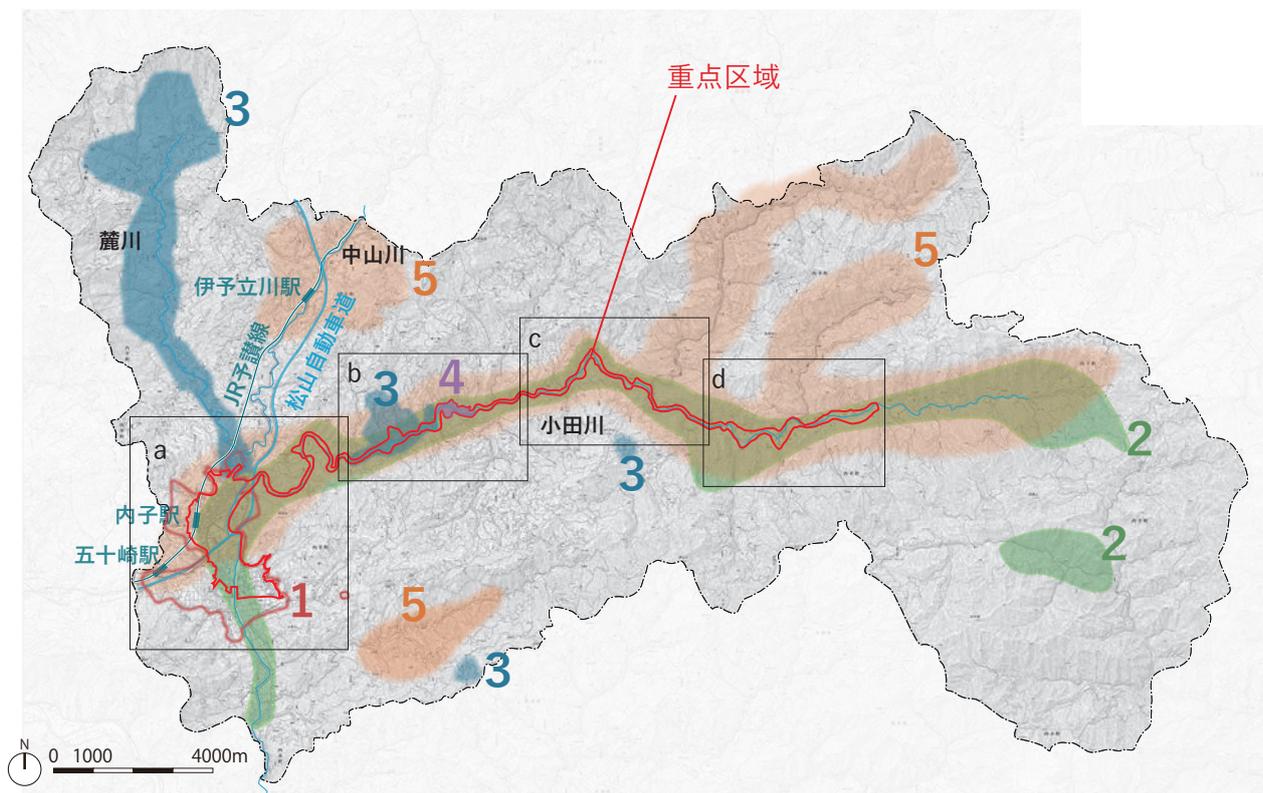
これらの区域においては、文化財保護法に基づく重要文化財等の指定・選定・登録の保護措置のほか、都市計画や景観まちづくり条例、屋

外広告物条例等に基づく制限等の様々な施策はもとより、住民たちによる協定等や自助努力や地域づくり活動などにより維持向上が図られてきた。しかしながら、少子高齢化に伴う伝統行事の担い手や職人等の後継者不足、歴史的建造物の劣化、遊休農地の増加等により、歴史的風致の維持が困難になる懸念がある。またこれら歴史的風致の価値や重要性についての調査・研究も十分ではなく、地域住民における共通認識も十分に醸成されていない。

重点区域においては、文化財や歴史的建造物

等とそれらに関連する人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、その効果を波及させ、本町の歴史的な資源の価値創出及びそれを活かしたまちづくりによる魅力向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本町の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に変更が生じた場合等に適宜見直すものとする。



1. 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致
2. 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致
3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致
4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致
5. 街道、遍路道にみる歴史的風致

3. 重点区域の範囲

重点区域は、重要文化財本芳我家住宅や内子座、重伝建地区を含む内子・五十崎地区の市街地から小田川流域を街道・遍路道沿いに上流へ向かい、途中、和田地区、大瀬成留屋地区を経て山や林業、巨樹・巨木等に関する営みにみる小田地区、参川地区の小田川及び街道・遍路道沿いを中心とした市街地等の範囲とする。

重点区域の名称

内子・五十崎市街地及び小田川流域区域

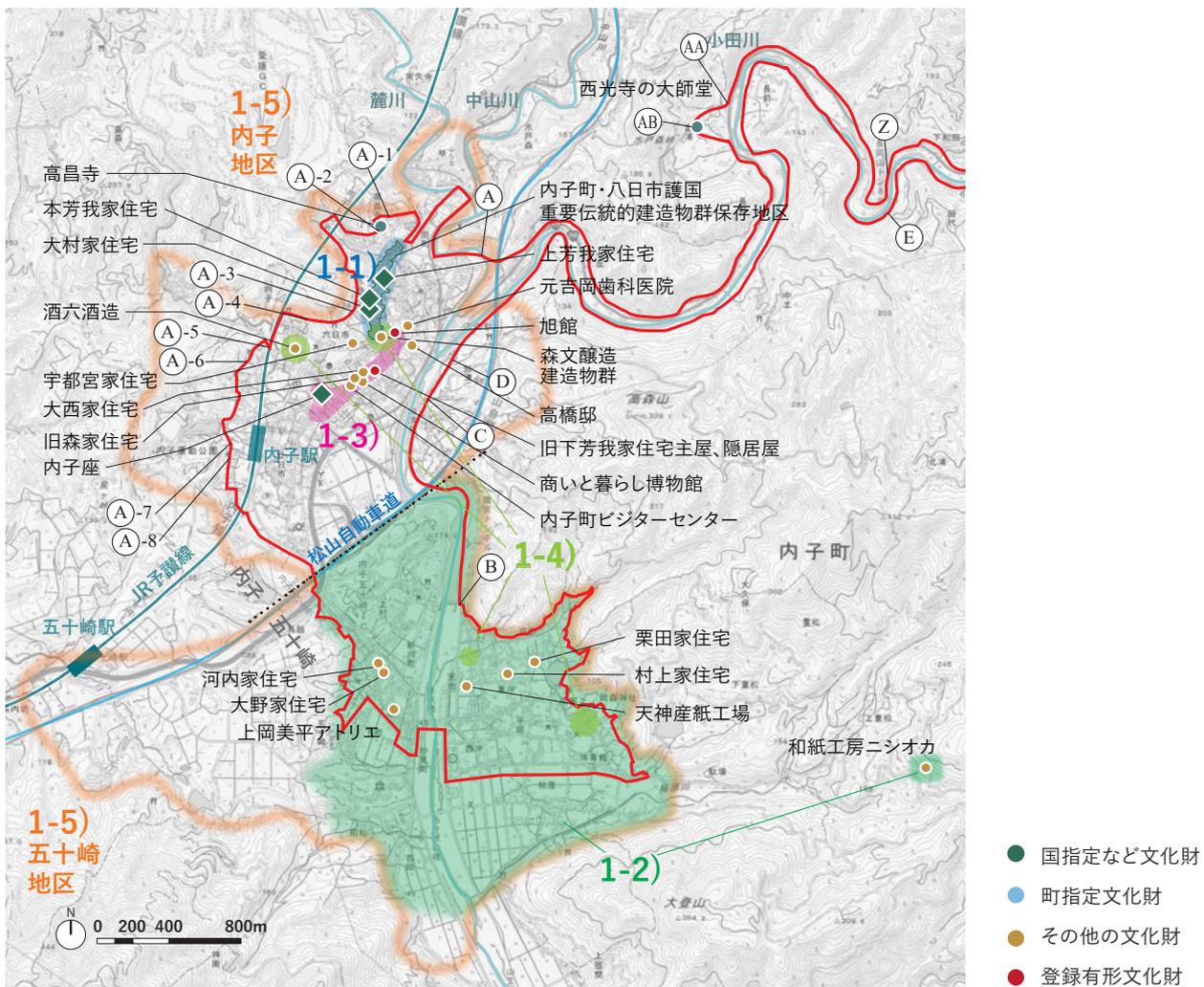
重点区域の面積

約 700ha

a. 内子・五十崎市街地エリア

内子・五十崎市街地エリアは主に「在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致」の範囲で、重要文化財の本芳我家や内子座、八日市護国地区の重伝建地区を有し、町並み保存運動や左官などの職人の技術とその営み、手漉き和紙の生産といかざき大凧合戦、芝居小屋を中心とした賑わいや酒、味噌醤油づくり、各祭礼行事等が行われ、本町の歴史まちづくりの核となるエリアである。

区域の設定にあたっては、当該風致に係りの深い建造物とその活動が顕著であり、都市計画の用途地域に準じる市街地を範囲とした。



□内子・五十崎市街地エリア区域の境界

南側境界		北側境界	
①～②	都市計画区域の用途地域界線	①～②	国道 379 号道路中心線より 20 m
ただし以下の範囲は次のとおりとする。		②～③	町道富浦線道路中心線より 20 m
①-1～①-2	高昌寺敷地界線	③～④	国道 379 号道路中心線より 20 m
①-3～①-4	上ノ山天神社尾根沿い		
①-5～①-6	植松天神社東側県道 54 号道路中心線及び同社北側私道中心線		
①-7～①-8	願成寺敷地界線		
③～④	町道知清川端線道路中心線		
④～⑤	町道知清今岡線道路中心線		
⑤～⑥	小田川左岸より 20 m		

b. 和田・大瀬中央エリア c. 大瀬東エリア

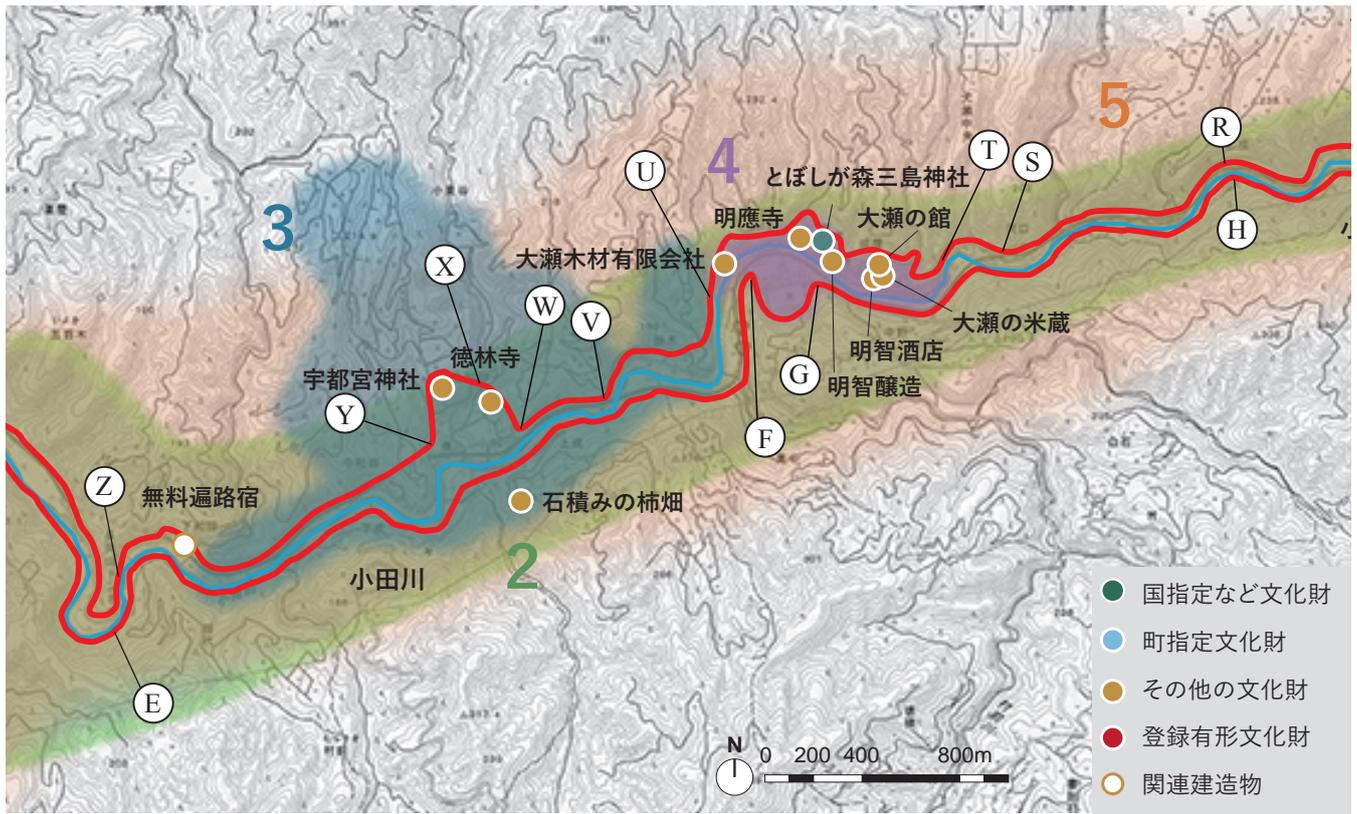
和田地区や大瀬東地区など、小田川流域の沿線では昭和初期から柿、梨、桃、栗などの果樹栽培が盛んな地域であり、日当たりのよい傾斜地などの石積みの畑とともに歴史的風致を形成している。ここでは、花や実、紅葉、剪定や収穫等の作業など、季節ごとに異なる景色を見ることができる。また遍路道として多くの参拝者が訪れ、沿線にはお堂などがあり、江戸期頃から盛んになった四国八十八カ所に

よる人々の交流なども今に見ることができる。大瀬中央の成留屋地区においては、山間部の集積地として形成された「谷間の村」の風致が形成されており、かつての村役場や現役の醤油蔵などが地域の営みとともに受け継がれている。

区域の設定にあたっては、小田川と小田川に沿って走る国道 379 号及び旧道、県道 52 号沿いから約 20 m の範囲及び歴史的風致と関係の深い集落を含む範囲とした。

序
1
2
3
4
5
6
7
8

《b. 和田・大瀬エリア》



□和田・大瀬エリアの区域の境界

南側境界		北側境界	
⑤～⑥	小田川左岸より 20 m もしくは国道 379 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	⑦～⑧	国道 379 号道路中心線より 20 m
⑥～⑦	大瀬中学校敷地の界線	⑧～⑨	町道宇都宮神社線道路中心線より 20 m もしくは宇都宮神社敷地界線のいずれか北側
⑦～⑧	小田川左岸より 20 m もしくは国道 379 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	⑨～⑩	町道德林寺線道路中心線より 20 m もしくは徳林寺敷地界線のいずれか北側
		⑩～⑪	国道 379 号道路中心線より 20 m
		⑪～⑫	町道成屋掛木線より 20 m
		⑫～⑬	大瀬成留屋景観形成地区界線の北側
		⑬～⑭	町道河口本町線より 20 m
		⑭～⑮	小田川右岸より 20 m もしくは国道 379 号道路中心線より 20 m のいずれか北側

《c. 大瀬東エリア》



- 国指定など文化財
- 町指定文化財
- その他の文化財
- 登録有形文化財
- 関連建造物

□大瀬東エリアの区域の境界

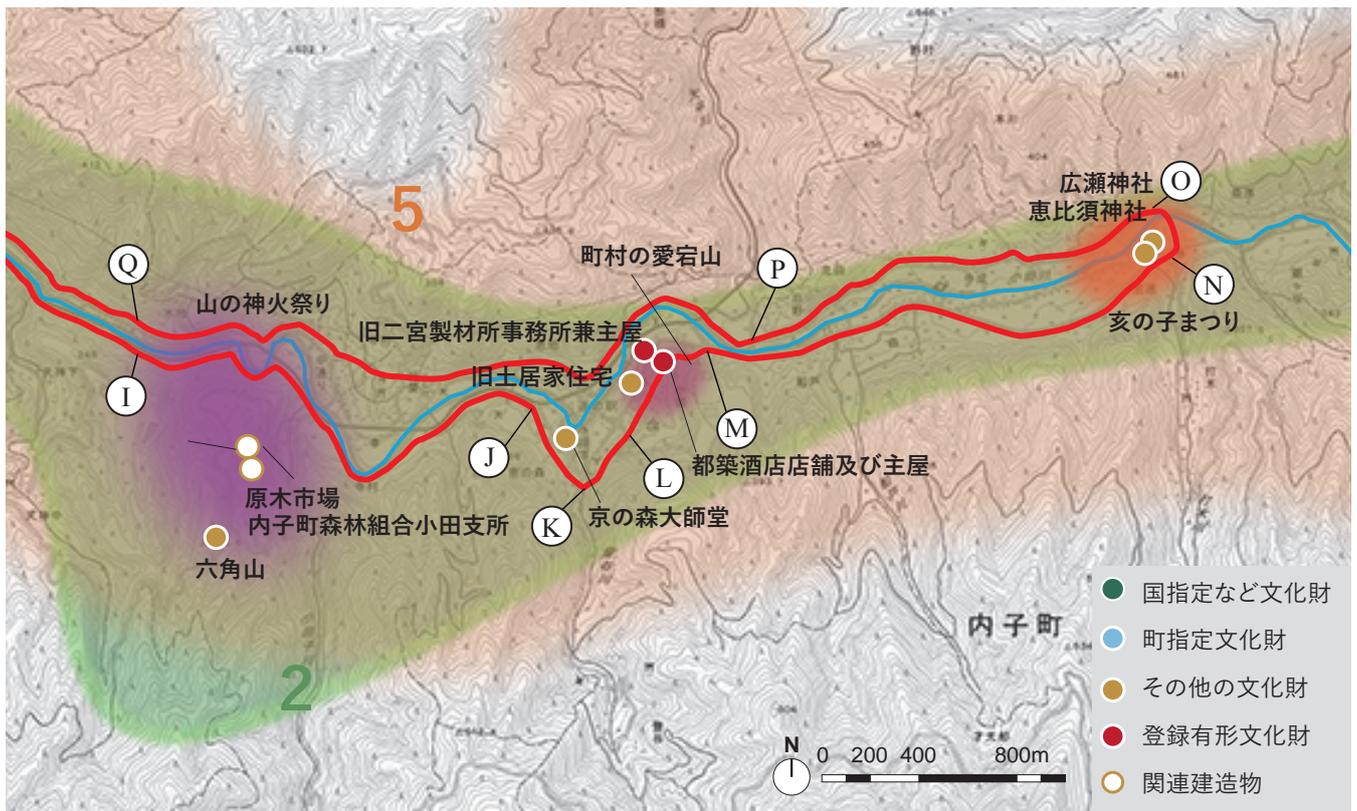
南側境界		北側境界	
㊦～㊩	小田川左岸より 20 m もしくは 国道 379 号、国道 380 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	㊲～㊳	小田川右岸より 20 m もしくは 国道 379 号、国道 380 号道路中心線より 20 m のいずれか北側

d. 小田エリア

小田地区における中心部は小田川沿いに発達した街道沿いに形成され、各集落において神社や山の神や火の神など産土神などの信仰などが長く続く。また江戸期、大洲藩の御用林だった小田深山を始め、戦中戦後の植林により小田地区では林業が盛んであり、その流通に小田川や小田川沿いの街道は欠かせな

かった。現在も山とともにある営みが受け継がれている。

区域の設定にあたっては、小田川と小田川に沿って走る県道 52 号及び旧道沿いから約 20 m の範囲及び歴史的風致と関係の深い集落を含む範囲とし、最東端は小田深山への分岐点でもある広瀬神社とした。



□小田エリアの区域の境界

南側境界		北側境界	
①～⑪	小田川左岸より 20 m もしくは国道 380 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	⑩～⑰	小田川右岸より 20 m もしくは町道堂村恩地線中心線より 20 m のいずれか北側
⑪～⑫	町道町村松の沖線道路中心線より 50 m	⑰～⑱	小田川右岸より 20 m もしくは町道日野北田藤井線中心線より 20 m のいずれか北側
⑫～⑬	町道町村豊谷線中心線より 50 m	⑱～⑲	広瀬神社敷地界線
⑬～⑭	町道町村線中心線より 50m		
⑭～⑮	県道 52 号中心線より 20 m		

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

本町において、「小田川」はまちづくりのキーワードの一つとなっている。平成17年に「小田川文化圏」を謳って3つの町が合併。14年経過し、さらに内子、五十崎、小田の3地区のつながりを意識した事業の必要性が高まっている。当計画においてこの範囲を重点区域に設定することで、歴史文化を広域的にとらえ、まちの一体感の醸成やそこから生まれる新たな可能性に期待できる。

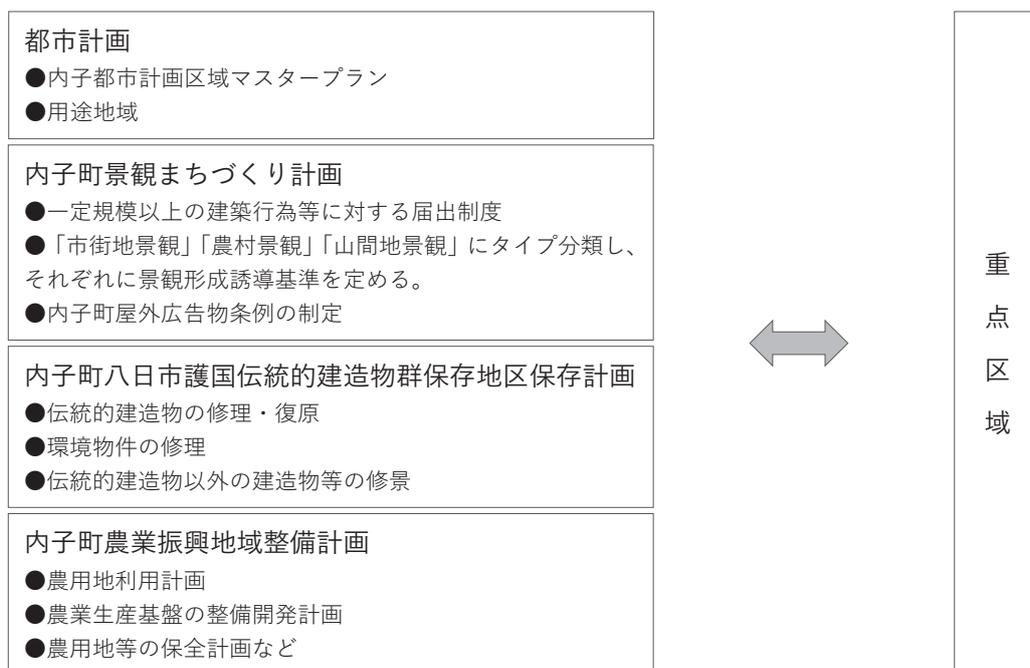
特に小田川流域における林業の歴史においても、小田、大瀬、内子、五十崎地区の木材の流通の関係性は深く、今後の林業振興においても、歴史的建造物への町産材利用等、山間部と市街地を関連づけることでまちづくりに厚みをもたせる効果も考えられる。

また歴史的建造物については、重伝建地区以外にも多く残っている。調査等を進めながら所

有者や地域住民の機運の醸成を図り、修理・活用を進めることで、まちの魅力向上に寄与できると考えられる。重点区域においては、内子地区には重伝建地区のバッファゾーンのエリアを、五十崎地区、小田地区については核となる歴史的建造物の活用事例を設けることで、歴史資源等を活かしたまちづくりの広がりが期待できる。

さらに歴史的建造物の活用と併せて、小田、内子、五十崎の各地域における伝統産業・工芸等やそれら職人の技術の継承についても広域的に取り組むことで、相乗効果が期待でき、ひいては交流人口の増加等により担い手・後継者の育成につながる等の好影響も期待される。これら効果は重点区域に限らず町全体へ普及するものとする。

5. 良好な景観の形成に関する施策との連携



序
1
2
3
4
5
6
7
8

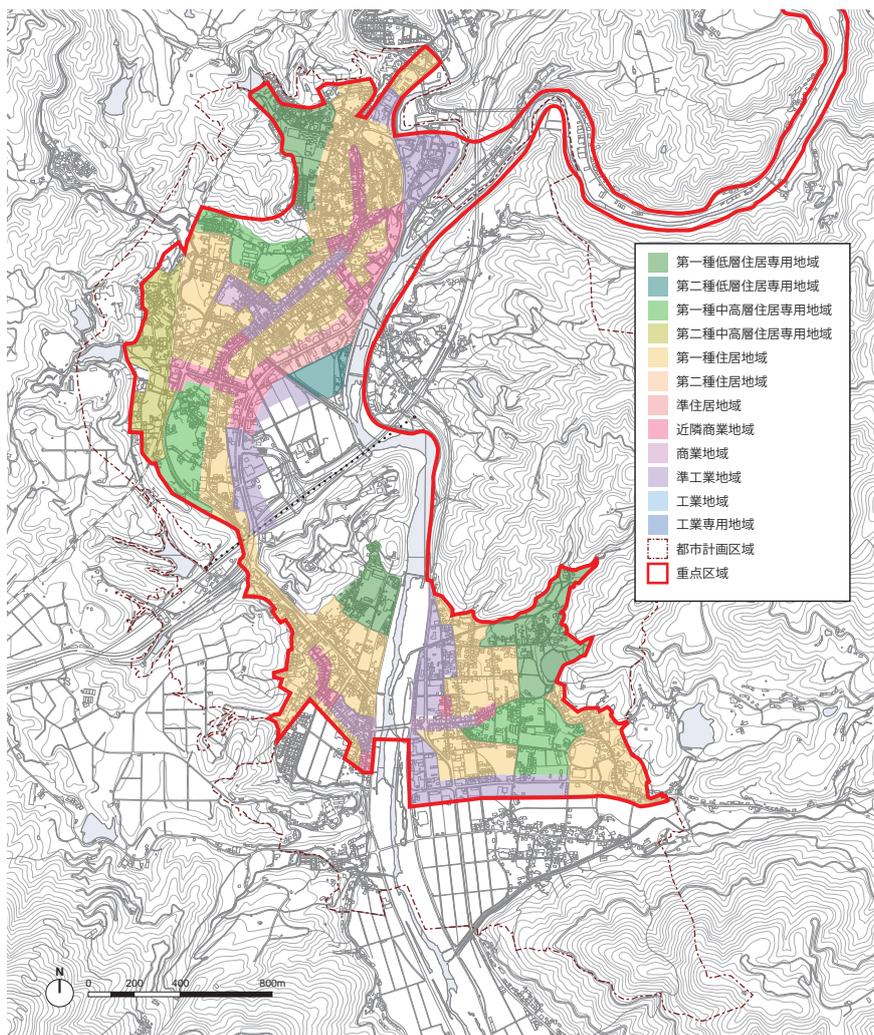
(1) 都市計画

本町では、内子都市計画区域が指定されており、現在の計画区域の面積は978haである。なお市街地拡大の可能性が低いことから区域区分は定められていない。

内子町の特徴としては都市計画区域が内子と

五十崎の2地区にまたがってかけられており、さらにそれぞれの中心となる市街地部分に用途地域が定められていることが挙げられる。重点区域には内子・五十崎の都市計画区域内の、用途地域が指定された市街地部分を含んでいる。

■都市計画区域及び用途地域と重点区域



(2) 内子町景観まちづくり計画

本町は、平成 17 年 (2005) に景観行政団体に移行し、内子町景観まちづくり計画を策定した。

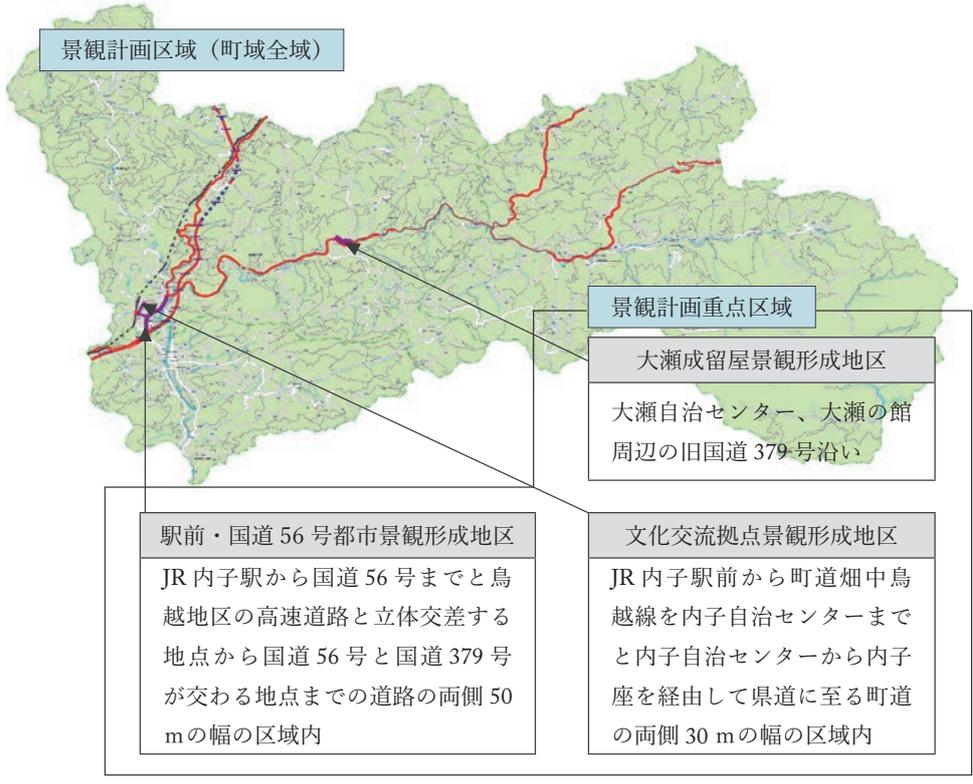
良好な景観の形成に関する方針では、地域の特徴や個性を生かした景観形成を図るため、本町の景観を「市街地景観」・「農村景観」・「山間地景観」の 3 つに構造化し、それぞれの構造においてタイプ別に分類。また 5 つの自治センター管内ごとに地域別の景観の特徴、景観資源を挙げ、景観形成の方向を示し、町域全域を行為全般に共通する基準及びそれぞれのタイプごとの景観形成誘導基準を定め、外壁や屋根等の

基準色や推奨色を設定した色彩基準を設けている。

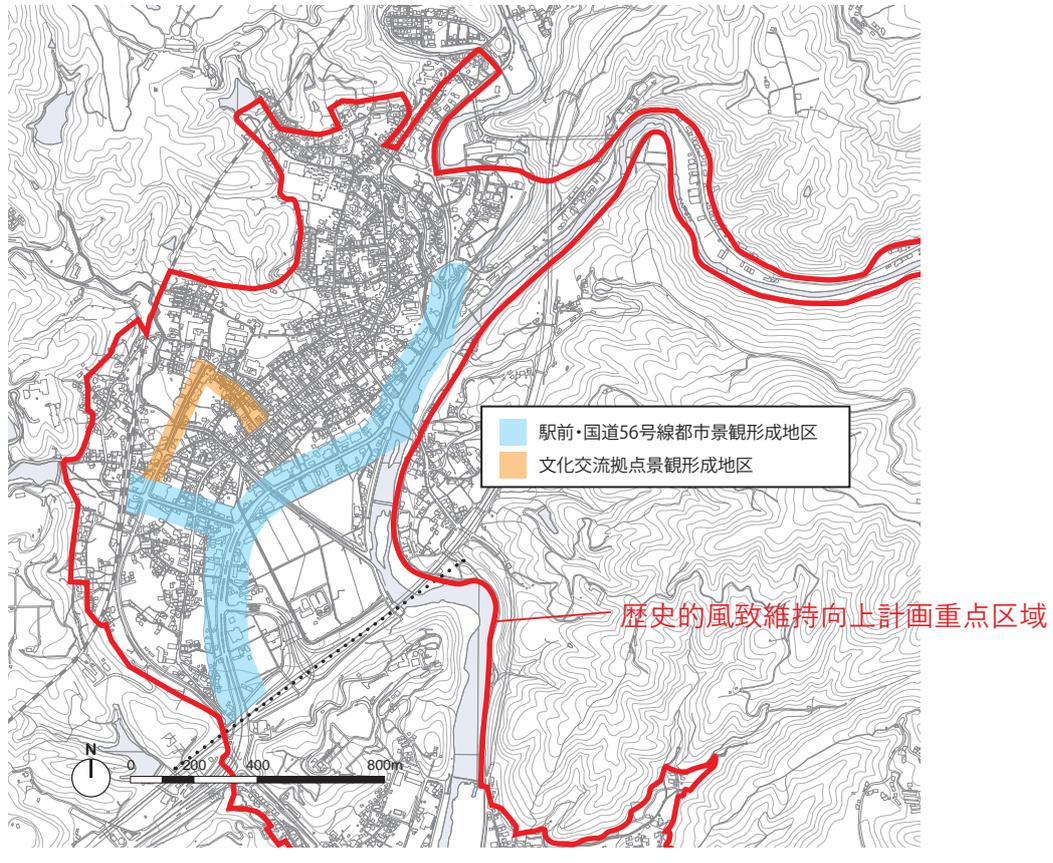
計画では町全体が景観計画区域に定められているが、特に景観計画区域の中でも、「駅前・国道 56 号都市景観形成地区」、「文化交流拠点景観形成地区」、「大瀬成屋景観形成地区」の 3 区域を景観計画重点区域として指定、景観計画区域への規制に加え建築物・工作物・屋外広告物に対する規制をかけ、重点的な景観整備を進めている。

景観計画重点区域	目標	方針
駅前・国道 56 号都市景観形成地区	玄関口として賑わいのあるもてなしを演出するため、交通拠点機能の充実とあわせて快適な潤いのある景観を形成する。	①「もてなし景観創出ゾーン」は、開放的な山並みの眺望を確保し、来訪者と交流を創出することで来訪者が温かみを感じられる景観を形成する。 ②「沿道景観創出ゾーン」は、自然景観の眺望を確保するとともに隣接する住宅地との違和感のない市街地景観を形成する。
文化交流拠点景観形成地区	文化交流拠点地区は、町民の教育・文化を育み、交流を促進する場所として観光を含め新しい魅力を創出する景観を形成する。	①「ふれあい景観創出ゾーン」は、地域のコミュニティを基盤にして、ゆとりある居住環境と調和した街路景観を形成する。 ②「文化的調和ゾーン」は、伝統的意匠の建造物の保全・再生を進めるとともに隣接する住宅地との違和感のない市街地景観を形成する。
大瀬成留屋景観形成地区	大瀬成留屋地区は、統一された街なみにより地区の伝統を継承していく景観を形成する。	①「街なみ環境整備ゾーン」は、伝統的な建築物の意匠を活かした統一された町並み景観を形成する。

序
1
2
3
4
5
6
7
8



■景観計画重点区域「駅前・国道 56 号都市景観形成地区」「文化交流拠点景観形成地区」と歴史的風致維持向上計画重点区域



■ 景観計画重点区域「大瀬成屋景観形成地区」と歴史的風致維持向上計画重点区域

景観計画重点区域：大瀬成留屋景観形成地区



■ 景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出及び同条第 5 項後段の規定に基づく通知が必要となる行為の一覧

1 届出対象行為

(1) 町全域（景観重点区域を除く）における届出対象行為

対象	基準
建築物	・ 延べ床面積 100㎡以上の建築物の新築、増築、改築、色彩変更 ・ 高さ 10m 以上の建築物の新築、増築、改築
工作物	・ 地盤面から上端までの高さが 10m 以上の工作物の設置
開発行為等	・ 面積 500㎡以上の土地区画形質の変更 ・ 面積 500㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・ 面積 1000㎡以上の屋外における物品の集積及び貯蔵
屋外広告物※	・ 屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

(2) 景観重点区域における届出対象行為

対象	基準
建築物	・ 延べ床面積 10㎡以上の建築物の新築、増築、改築 ・ 延べ床面積 20㎡以上の建築物の色彩変更
工作物	・ 地盤面から上端までの高さが 2m 以上の工作物の設置
開発行為等	・ 面積 200㎡以上の土地区画形質の変更 ・ 面積 200㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・ 面積 100㎡以上又は高さ 1.5m の屋外における物品の集積及び貯蔵
屋外広告物※	・ 屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

なお、工作物とは、煙突、排気塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑、鉄柱、観覧車、コースター、コンクリートプラント、アスファルトプラント、石油・ガス等貯蔵処理施設、汚水処理施設、ゴミ処理施設、塀、柵、保管庫及びこれらに類する施設とする。

※屋外広告物の設置申請は、「内子町屋外広告物条例」が適用される。

(3) 内子町屋外広告物条例

屋外広告物の設置に関しては、「内子町屋外広告物条例」を適用することで景観の形成を図ることが位置付けられている。屋外広告物条例は平成 21 年 (2009) に施行され、屋外広告物設置申請の許可要件に合致しない限り、屋外広告物の掲出を禁止している。また指導勧告により良好な景観形成に配慮した屋外広告物へと誘導している。

(4) 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画

内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画は、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和 55 年内子町条例第 29 号）第 3 条の規定に基づき定められたものである。八日市護国の伝建地区には往時の地割りが良く残り、商家、製蠟業家、住宅など往時の面影を残す建物も多く、建物間の小道、敷地造成時の石垣、側溝などに江戸末期から明治中期ごろの景観をとどめている。この地域の建造物の特徴として、外壁を土壁で塗り籠めにした町家を基本とし、漆喰壁にさまざまな彫物が施され、腰には瓦が張られた海鼠壁など豪華な造りのものも見られる。また庭の外側を囲う土塀、木蠟の晒場の囲いに使った蠟垣、街道に設けられた金比羅灯籠などの工作物からも伝統的な街路空間を作り上げている。

保存整備に当たっては、そのような地域の特性を生かし、街道沿いに展開する建物の見え方、背景となる周囲の山並等も考慮して、内子らしい歴史的景観を維持することに努めるとしている。また保存を進めるにあたり、上記の伝統的建造物群の特性を生かしながら、伝統的建造物群と、これらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧につとめるものとしている。

八日市護国の伝建地区は、本計画の重点区域の中心地域であることから、その周辺環境の保全・整備を一体的に行い、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進していく。

■内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画（※一部抜粋）

1 保存地区の保存に関する基本方針

- (イ) 伝統的建造物は、保存地区内の江戸時代中期から昭和初期までに建てられた家屋、蔵等 93 棟、塀及び門等 8、石灯笼 1 基、晒井戸 1 式を対象に建物の保存または景観の保全を行う。
- (ロ) 伝統的建造物群と一体をなして歴史的景観を構成する物件としては、石垣 17 面、側溝等 22 条、稲荷社敷地 1 筆を対象にし、伝統的景観の保全及び復旧を行う。
- (ハ) 保存地区内にある新しい建物 31 棟、空地等 9 筆については、伝統的建造物群の景観と調和のとれた修景を行う。

3 保存地区内における建造物等の保存整備計画

(イ) 建築物

- ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するための修理を行うものとする。
- イ 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築、改築、移転又は修繕模様替、若しくは色彩の変更はつぎの基準による。なお、街路に面した建築物等は、外観が伝統的建造物群に調和のとれたものとする。

- ・屋根 灰色 (N-4.0) の瓦またはこれに類するもの。
- ・外壁 白 (N -9.0 ~ N -8.5)
灰 (N -4.0 ~ N -4.5)
黄 (2.5Y7.0/4 ~ 2.5Y8.5/2)
漆喰、またはこれに類するもの。
- ・建具 木造あるいは茶褐色 (5.0 YR2.5/2) か、黒のカラーサッシュあるいはこれに類するもの。
- ・軒先等 雨樋の色は屋根または建具の色に準ずる。
- ・門 小屋根を持ったもので、その開口部を木製両開き戸もしくは引き戸とする。

(ロ) その他の工作物

- ア 土塀、格子塀など、伝統的な形式を持つものは修理し保存につとめる。
- イ 伝統的建造物以外のその他の工作物は、原則として伝統的な固有の様式に習い修景する。

(ハ) 自然物、土地

- ア 石垣、溝など、町並構成上欠くことのできない都市構造物は復旧し保存につとめる。
- イ 修景上必要あるときは植栽等により調和を図る。

(5) 内子町農業振興地域整備計画

本町では農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っている。農業振興地域は山間部に多く、重点区域のうち内子地区と五十崎地区においては該当がない。小田地区においては重点区域の大半が農業振興地域と重なっている。



- 農業振興地域
- 町道
- 国道